

発達障害等のある子供達の学びを支える
～共生に向けた「学び」の質の向上プラン～

担当：初等中等教育局特別支援教育課

1 趣旨

これからの共生社会に向けて、教育分野においては「一人も置き去りにしない教育」の実現が求められている。

その重要な方策のひとつに、通常の学級で過ごしにくさを感じている発達障害の子供への支援の充実があげられる。

特に、発達障害の場合、他の障害については特別支援学校等において指導実践の蓄積があることと比較し、指導方法が十分に確立しているとは言い難い。

そのため、通級指導や特別支援学級での指導を受ける児童生徒の割合が増加する中で、今まで以上に多くの教師が、単に障害のある児童生徒を「理解」するだけではなく、一人一人の障害に応じた適切な指導方法を選択・実践する能力も求められている。

一方、発達障害等のある子供達の指導については、学校以外にも、療育機関や放課後等デイサービス等でも取り組まれており、指導方法に関する一定の知見を有している。こうした指導法に関する知見を集約・整理し、特別支援教育に携わる教師に還元することにより、児童生徒が質の高い教育を受けられる機会を保障し、通級の質の向上とともに、通級での指導方策を通常の学級での指導に活かすことが求められる。

これらにより、障害の有無にかかわらず、学校全体で一人一人のよさを見つけ、それを伸ばしていく環境をつくっていく。

2 現状

- 義務教育段階の児童生徒数は年々減少（5年間で5%減）する一方、発達障害等があり、特別支援教育を受ける児童数は増加。通級指導を受ける児童生徒数、特別支援学級に在籍する児童生徒数は、それぞれ5年間で1.5倍、1.4倍。発達障害がある子供の場合、通級での指導を受けるなどしながら通常の学級で学んでいるケースが少なくない。

- 一方、こうした状況等を踏まえ、必ずしも特別支援教育に関する専門的な知見を有していない教師が、特別支援学級の担任や通級指導の担当を担わざるを得ない状況が発生。
- また、通級指導を受ける児童生徒の割合は、都道府県によって大きなバラつきがある。(小学校の場合、全児童に占める通級指導を受ける児童の割合は、高いところで3%超、低いところで0.4%)
- 通級指導は、「一人一人の子供に合わせた」指導方法を選択することが原則。一方、対象者の増加に伴う事例の蓄積により、ある程度類型化・体系化することが可能。一方で、教師の指導の「質」を担保する事も必要。

3 具体的方策と進め方

① 通級における指導方法のガイドの作成【今年度～来年度】

平成 29 年の義務標準法改正により、通級指導を担当する教師については基礎定数化され、増加することが予想。このため、通級指導における指導方法（通級授業の在り方のモデル）や対象児童の決定、通級指導経営等に関する事例を含むガイドを作成するなど、より多くの教師が通級指導に関する専門性を身に付け、通常の学級での指導にも活かす体制を構築。

② 「家庭・教育・福祉の連携」の確実な推進【来年度予算、今年度～来年度】

文部科学省・厚生労働省が協働して取り組む家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクトを確実に推進。学校関係者に加え、発達障害等に関する学識経験者や療育機関、放課後等デイサービス等の民間事業者等を集めた有識者会議を開催し、来年度までに具体的な成果物（マニュアル）を公表・普及。また、発達障害をはじめ障害のある子供の保護者に対し、子供への接し方や支援に関する情報を提供するためのハンドブックの配布を推進。

③ 教師の特別支援教育に関する専門性を高めるための仕組みの検討

【今年度～来年度】

免許更新制の実質化も含めた養成・採用・研修全般にわたる改善・見直しの議論を踏まえつつ、教師の特別支援教育に関する専門性を高めるための仕組み（例えば、通級指導担当教師のための「履修証明」（サーティフィケート））を検討。